



一般社団法人
全国銀行協会



目 次

全銀協の果たすべき機能・役割

全銀協の活動

- 適正な消費者取引の推進 2
- SDGs/ESG・コンプライアンスの推進等 9
- 決済システム等の企画運営 13
- 銀行業務の円滑化、提言・意見発信 18

全銀協の組織

- 全銀協 概要 21
- 全銀協 会員一覧 22
- 全銀協 委員会組織 23
- 全銀協 事務局組織 24
- 全銀協の歴史 25

全銀協の果たすべき機能・役割

一般社団法人全国銀行協会（全銀協）は、銀行の健全な発展を通じてわが国経済の成長等に貢献することを目的に活動を行っており、日本の国内で活動している民間銀行のほとんどが加盟しています。

全銀協の果たすべき機能・役割は、業界団体としての銀行の発展に向けた活動にとどまらず、消費者保護に関する取組みや、SDGs/ESGに関する取組みの推進、経済活動に不可欠な決済インフラの運営など多岐に渡っています。

適正な消費者取引の推進

全銀協は、銀行とお客さまとの取引がより適正かつ健全に行われるよう、ルールの制定やトラブル解決のための活動を行っています。

- 消費者保護に関する対応
- 金融犯罪への対応
- 多重債務問題への対応

SDGs/ESGに関する取組み・コンプライアンスの推進

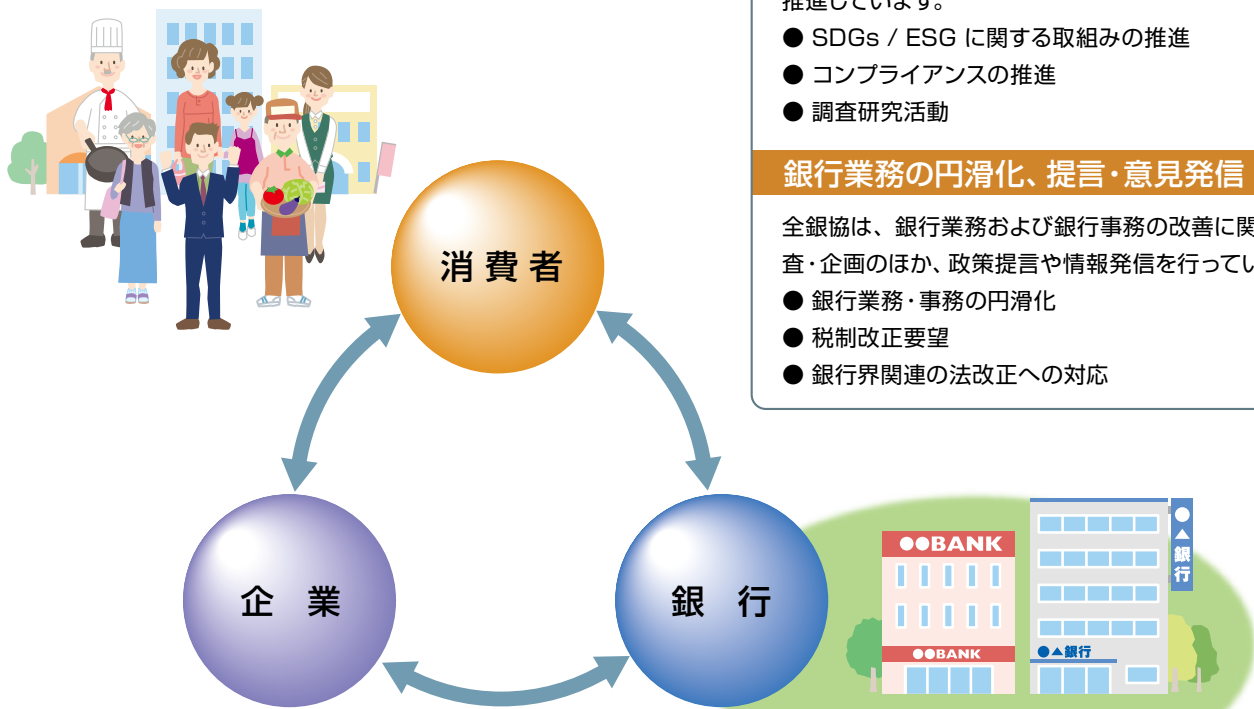
全銀協は、企業市民としての銀行とともにSDGsの17の目標の達成に向けた活動およびコンプライアンスを推進しています。

- SDGs / ESG に関する取組みの推進
- コンプライアンスの推進
- 調査研究活動

銀行業務の円滑化、提言・意見発信

全銀協は、銀行業務および銀行事務の改善に関する調査・企画のほか、政策提言や情報発信を行っています。

- 銀行業務・事務の円滑化
- 税制改正要望
- 銀行界関連の法改正への対応



決済システム等の企画・運営

全銀協は、経済活動の基盤である決済システム等を企画・運営しています。

- 全銀システム
- 手形交換制度
- 電子債権記録機関



全銀協の活動

全銀協は、わが国経済の成長と国民生活の繁栄に寄与することを目的に、「適正な消費者取引の推進」、「SDGs / ESG・コンプライアンスの推進等」、「決済システム等の企画・運営」、「銀行業務の円滑化、提言・意見発信」等の活動を行っています。

適正な消費者取引の推進

消費者保護に関する対応

全銀協は、銀行界の共通の問題意識にもとづき、お客さまに安心して銀行との取引をしていただけるよう、銀行と消費者間の取引の公正性確保のためのルールの制定や、トラブルを防止・解決するための取組みを行っています。

全国銀行協会相談室、あっせん委員会、銀行とりひき相談所

全銀協は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関の指定を受け「全国銀行協会相談室」を設置し、お客さまからの銀行取引に関する相談や苦情を受けつけています。

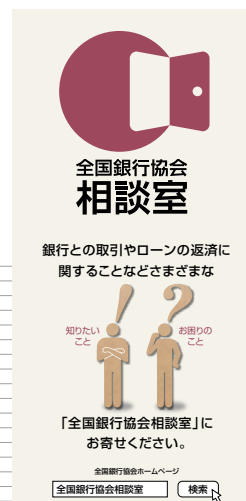
具体的には、貯蓄相談や住宅ローンをはじめ各種ローンの利用方法、外貨両替・外国送金、手形・小切手の決済や、銀行で販売した公共債・投資信託、保険などに関する相談のほか、銀行業務に関する苦情や要望を受けつけています。全銀協は、これらの業務が適正に行われるよう「苦情処理手続および紛争解決手続等の実施に関する業務規程」を制定しています。

なお、銀行とのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、全銀協が設置する「あっせん委員会」をご利用いただけます。「あっせん委員会」は弁護士、消費者問題専門家、金融業務等に係る有識者等で構成される中立・公正な委員会です。「あっせん委員会」は、お客さまと銀行の双方から資料等の提出を受けただうえで、事情をお聞きし、解決のためのあっせん（和解）案等を提示します。

また、全国銀行協会相談室は、経済的な事情等により住宅ローンやカードローン等の返済が困難となっているお客さま（個人）を対象に、専門のカウンセラーによる「カウンセリングサービス」を実施するとともに、中小企業向け融資に関する相談窓口を設け、銀行からの融資に関する中小企業の方の相談・苦情を受けつけています。

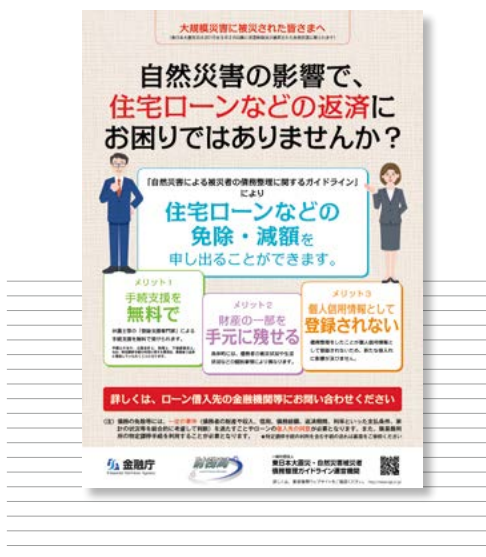
このほか、各地の銀行協会（全国50協会）でも「銀行とりひき相談所」[※]を設置して各種の相談等に応じています。

※
銀行とりひき相談所を設置している銀行協会は22頁参照。



被災者の債務整理に関する 取組み

住宅ローンなどを借りながら地震等の自然災害により被災した場合、その自然災害の影響によって、債務を抱えたままでは再スタートが困難になることが考えられます。こうしたことから、全銀協を含む金融機関等関係団体の自主的自律的な準則である「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の策定に参加し、そのような個人や個人事業主の方が法的倒産手続によらずに債務整理を申し出るための枠組みを整えています。



(出所) 一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関ウェブサイト
<https://www.dgl.or.jp>

消費者契約のあり方

銀行は多様化するお客さまのニーズに的確に対応するよう、創意と工夫によりさまざまな金融商品・サービスの開発・提供に努めています。この業務展開にあたっては、トラブルを未然に防ぎ、市場の健全な発展を図っていくことが重要であり、なかでも、情報量等に格差のある消費者の方々との間に、より適正かつ健全な取引関係を構築していく必要があります。

このような観点から、全銀協は銀行と消費者との契約全般を対象とした「消費者との契約のあり方に関する留意事項」を制定しています。これは、銀行が適切な情報提供や契約内容の合理性・わかりやすさの確保等を進め、お客さまとの間でより対等な契約関係を構築していくための参考に資するものです。

金融犯罪への対応

全銀協はオレオレ詐欺等の特殊詐欺や、偽造・盗難キャッシュカード等による預金の不正な払戻し、マネー・ローンダリングなどの金融犯罪に関して、金融庁や警察庁等と連携しつつ、各種対策を検討・実行しています。

金融犯罪防止啓発活動

金融犯罪については、手口の巧妙化・多様化により被害が絶えない状況となっており、また、銀行を利用した手口も依然として発生しています。

こうした状況を踏まえ、全銀協は、金融犯罪の被害を未然に防止するとともに、安心して金融サービスを利用していただくことを目的として、リーフレット・ポスター・動画等の作成や、インターネット広告の掲載等を通じて、金融犯罪に対する手口と防止策等の周知をしています。



預金の不正な払戻しへの対応

全銀協は、偽造・盗難キャッシュカードや盗難通帳、インターネット・バンキングによる預金の不正な払戻しが、預金の安全性を脅かしかねない重大な問題であると認識し、預金の信頼性確保および預金者保護の観点から、被害の未然防止に向けた周知活動や円滑な補償を行う等の対応に取り組んでいます。

具体的には、ウェブサイトで不正な払戻しの手口や対策等を周知したり、盗難通帳やインターネット・バンキングによる不正払戻しが発生した際における補償の申し合わせや、インターネット・バンキングのセキュリティ向上の促進を行うなどの取組みを行っています。

そのほか、偽造・盗難キャッシュカード等による不正払戻し件数・金額などに関する会員向けアンケートを定期的を実施し、実態の把握に努めています。

不正利用を目的とした口座開設への対応

全銀協は、預金口座が特殊詐欺等の犯罪に悪用されないよう、関係機関と協力して、不正利用口座の開設抑止に取り組んでいます。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

全銀協は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策（AML/CFT対策）について官民の連携を促進するため、関係当局と定期的に情報交換を行っています。また、会員におけるAML/CFT対策等に係る取組みの一層の支援・推進を図るため、2018年に「AML/CFT対策支援室」を設置して会員向けの情報提供等を行っているほか、銀行のAML/CFT対策の取組みへのお客さまのご理解・ご協力を促すため、さまざまな媒体を通じて広報活動を実施しています。



カード補償情報センター

全銀協は、偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳やインターネット・バンキング等による不正な預金の払戻し等によるお客さまの被害について円滑な補償を行うため、「カード補償情報センター」を設置しています。

同センターは、お客さまの同意をもとに不正な預金の払戻し等の被害状況等に関する情報を登録し、会員金融機関からの照会に応じて提供しています。

多重債務問題への対応

複数業者からお金を借り、返済が困難になることを多重債務といいます。全銀協は、カウンセリングサービスの実施、多重債務防止啓発活動などを通じて、銀行界として多重債務問題の解決を推進しています。

カウンセリングサービス

全国銀行協会相談室は、住宅ローンやカードローン等の返済にお困りの個人のお客さまを対象とした「カウンセリングサービス」を実施しています。また、(公財)日本クレジットカウンセリング協会の運営費を支援する等、カウンセリングサービス事業の推進に努めています。

全国銀行協会相談室		
TEL 0570-017-003		
予約受付	月～金曜	午前9時～午後5時
相談日時	月曜・火曜・木曜	午前10時～12時 午後1時～5時
	水曜・金曜	午前10時～12時 午後1時～7時

※祝日および銀行の休業日を除く

多重債務防止啓発活動

全銀協は、ポスター、各種メディア広告、ウェブサイトなどさまざまな媒体を通じて、広く一般の方にローン・クレジットカードの無理のない計画的な利用、借り過ぎや使い過ぎがないよう注意を呼びかける多重債務防止啓発活動を行っています。



全銀協は、金融機関等の個人向けローンやクレジットカード等に対する申込みの迅速な審査と適正与信を図るため、「全国銀行個人信用情報センター」を設置しています。

同センターの会員は、銀行等の金融機関、クレジットカード会社、保証会社等です。

同センターは、会員が登録する個人信用情報を蓄積し、会員からの照会に対してこの個人信用情報を提供しています。また、(株)シー・アイ・シーおよび(株)日本信用情報機構と一部の情報の相互交流を実施し、多重債務防止に役立てています。

会員が同センターに情報を登録・利用する場合には、お客さまの同意を得ることとしています。また、登録された情報は、ご本人に対して開示しています(有料)。

登録情報	
本人特定のための情報	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先等
取引情報	ローン等の借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、完済等の事実を含む)
照会記録情報	会員がセンターを利用した日およびローン等の契約またはその申込みの内容等
官報情報	破産手続や民事再生の開始決定等
本人申告情報	本人確認資料の紛失・盗難等の本人からの申告内容

広告表示の適正化に関する 対応

全国銀行公正取引協議会

銀行が景品類の提供や金融商品・サービスの表示を不当に行うと、お客さまが適正な金融商品やサービスを選択できなくなるとともに、銀行間の公正な競争が行われなくなってしまいます。

このため、全国銀行公正取引協議会は、一般消費者による適正な金融商品・サービスの選択を可能にするとともに、銀行における不当なお客さまの誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的として、いわゆる景品表示法の規定にもとづいて、業界の自主ルールである景品規約（銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約）と表示規約（銀行業における表示に関する公正競争規約）を制定し、運営しています。

全銀協は、同協議会から委嘱を受けて、同協議会の事務局を務めています。
（詳しくは、<https://www.bftc.gr.jp/>をご参照ください。）

個人情報保護の適正化に 関する対応

全国銀行個人情報保護協議会

全国銀行個人情報保護協議会は、会員である銀行や銀行持株会社等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とした組織で、「個人情報の保護に関する法律」にもとづいて個人情報保護委員会から認定を受けた「認定個人情報保護団体」です。

同協議会は、情報の取得および利用、安全管理措置、開示等の手続等について会員が遵守すべき個人情報保護指針を定め、公表しているほか、会員に同指針を遵守させるため、必要に応じて勧告、指導その他の措置を行っています。

また、同協議会は、消費者等からの会員における個人情報の取扱いについての苦情、相談等を受けつけています。さらに、これら苦情等の解決促進を図るとともに、寄せられた事例等の傾向や件数について、会員に参考情報として提供して注意喚起する等により、個人情報の取扱いの適正化、お客さまへのサービスの改善等に資する取組みを行っています。

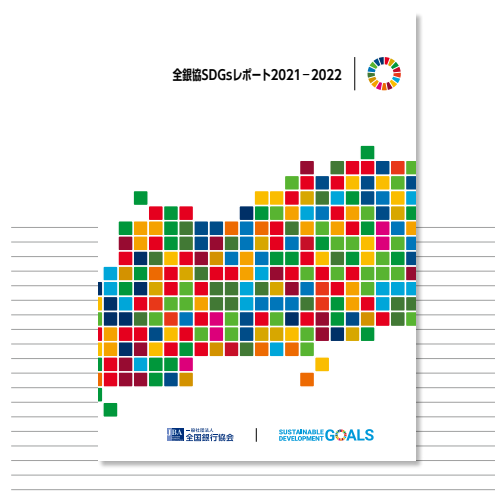
同協議会事務局の事務は、全銀協に委嘱されています。また、苦情、相談等の受付は、「全国銀行協会相談室」および各地の銀行協会が設置する「銀行とりひき相談所」が行っています。
（詳しくは、<https://www.abpdpc.gr.jp/>をご参照ください。）

全銀協のSDGs/ESGに関する取組み

2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」においてSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）が採択され、国連に加盟するすべての国が2015年から2030年までに持続可能な開発のための諸目標の達成に向け行動することを宣言し、政府においても取組みが進められているところです。

日本の銀行界においても、中長期的な視点においてSDGsで掲げられている課題に対する取組みの推進を目指していることから、全銀協では、SDGsで掲げられている課題に対して主な取組項目を決定し、PDCAサイクルによる定期的なフォローアップおよび必要な見直しを行いながら、銀行における各課題への取組みをサポートしています。

（詳しくは<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/contribution/sdgs/>をご参照ください。）



カーボンニュートラルの実現に向けた取組み

全銀協イニシアティブ

全銀協は、これまで進めてきた気候変動問題への取組施策の体系化を図るとともに、中長期的な視点に立って、カーボンニュートラルの実現に向けた銀行界の取組みをさらに強化するため、2021年12月、基本方針や重点的に取り組むべき分野を定めた「カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ」を策定しました。

この全銀協イニシアティブにもとづいて、金融・社会インフラとして銀行界に期待されている役割の発揮に取り組んでいくとともに、産業界・政府関係省庁とも連携し、産・官・金一体となって、わが国における2050年カーボンニュートラル／ネットゼロの実現に貢献していきます。

気候変動問題への取組み

全銀協は、法人のお客さまと銀行の円滑な対話（エンゲージメント）に資する環境を整備することを目的に、2022年6月に「気候変動問題への銀行界の取組みについて－産業界と一体となった脱炭素化の実現に向けて－」を取りまとめました。本資料では、金融機関を取り巻く状況や銀行界の気候変動問題への取組みのほか、法人のお客さまが気候変動対応の取組みを進めるに当たり、参考となる対応やガイダンス等を整理し、紹介しています。

また、2022年12月には、本資料の内容を踏まえて、銀行界の気候変動問題への対応に関する特設ウェブサイトを公開しました。

（詳しくは、<https://www.zenginkyo.or.jp/climate-change/>をご参照ください。）

金融経済教育活動

全銀協は、金融リテラシー（お金に関する知識と、それを生活に活かしていく力）を広く一般の方に身につけていただくために、冊子や動画等の教材を作成しています。これらはすべて無料で利用することができます。このほか全国各地への講師派遣、金融リテラシーを身につけるのに役立つコンテンツや教育関係者に向けた金融経済教育の実践例等のウェブサイトでの情報提供など、さまざまな活動を行っています。



ユニバーサルデザイン・バリアフリー推進活動

銀行は、あらゆるお客さまが来店しやすく、利用しやすい銀行を目指して工夫を凝らしています。全銀協は、各行の「障がい者向け相談窓口」をウェブサイトで一覧にして公開するなど、銀行の活動を支援しています。また、耳の不自由な方などが、銀行店頭で希望される取引や手続を円滑に伝えるための「コミュニケーション支援用絵記号デザイン」やバリアフリーに関する銀行職員の理解促進のための「銀行におけるバリアフリーハンドブック」を作成しています。

そのほか、高齢化の進展とともに重要課題となっている認知症の方への対応について、銀行職員が認知症に対する正しい知識と適切な対応の仕方を身につけるための「認知症サポーター養成講座」を実施しています。



人権擁護への取組み

ビジネスを行う上での人権への配慮が世界中で問われている中、人権擁護への取組みは大変重要なものです。

全銀協では会員銀行の人権啓発を図るため、従来から、講演会の開催や人権標語の募集などに取り組んでいます。また、会員銀行に対し、人権に関する情報を定期的に提供し、会員銀行における人権啓発活動を支援することを目的として、情報誌や研修テキスト等人権啓発教材を作成しています。

高齢社会等への対応

全銀協は、高齢のお客さま（特に認知判断能力の低下した方）や代理の方と金融取引を行う際や、社会福祉関係機関等と連携する際の参考となるよう、「金融取引の代理等に関する考え方」および「銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」を取りまとめています。

コンプライアンスの推進

銀行は、金融サービス業の中核として、高い公共性を有し、広く経済・社会に貢献していくという重大な責任を負っており、各種法令やルールを厳格に遵守する等のコンプライアンスの確立は、銀行の健全性を確保するうえで非常に大切な課題です。

また、金融行政においても、金融システムの安定、利用者の保護等をさらに深化させるため、各銀行の自己責任と自助努力によるさまざまな課題への取組みが求められているところです。

このような銀行界を巡る諸課題に対処するには、銀行が法令改正や制度変更等についての確かつ迅速に対応できる自律的な枠組みを整備・強化することが重要です。

全銀協は、このような枠組みの整備・強化をサポートするために、次のような活動を継続的に行っています。

「行動憲章」や各種ハンドブック等の制定等

- 銀行の基本的な行動規範を定めた「行動憲章」の制定
- 公務員等と接触する場合の留意点等を取りまとめた「公務員等との接触に関するコンプライアンス・ハンドブック」の作成[※]
- 銀行の独占禁止法に関するコンプライアンス・プログラム策定の指針としての「銀行の公正取引に関する手引」の作成[※] 等

[※] 各種ハンドブック等は、関係法令の改正等を踏まえ、適宜見直しを行っている。

セミナー、講演会の企画・開催

- コンプライアンスの推進に役立つよう、毎年、関係当局の担当者や弁護士等を招いてセミナーや講演会を開催

調査研究活動

経済・金融の調査・研究

全銀協は、内外金融諸制度の分析・研究を行い、その成果をウェブサイトなどに掲載・公表しているほか、種々の金融統計や会員銀行の決算内容を取りまとめた「全国銀行財務諸表分析」を公表しています。

また、金融に関する理論、制度および法律問題について研究するため、経済学者等による「金融調査研究会」と法律学者による「金融法務研究会」を設置し、毎年さまざまなテーマについて研究を行い、その成果を報告書として公表しています。

全国銀行学術研究振興財団

公益財団法人全国銀行学術研究振興財団は、銀行界による社会貢献活動として、1992年3月、当時の全国銀行152行および東京銀行協会が基金を出捐して設立した財団法人で、経済・金融およびこれに関する法制に係る学術の研究に対する助成、研究成果の刊行に対する助成および優れた成果をあげた研究者に対する表彰を行っており、2012年に公益財団法人になりました。

2021年度は35件、総額2,495万円の助成、および1名（賞金100万円）の表彰を行いました。1992年度から2021年度までの累計では、9億4,274万円を助成し、28名を表彰しています。

決済システム等の企画運営

決済システム等の企画・運営

全国銀行データ通信システム (全銀システム)

全銀協は、銀行が参加する決済システム等の企画・運営を行っています。

銀行は、現金で清算することが困難な、企業間あるいは企業と個人・政府等との間の債権・債務を清算するために、振込・振替、手形・小切手等の資金決済サービスを提供していますが、この資金決済サービスを支える基盤が銀行間の「決済システム」です。

わが国の決済システムとしては、最終的な資金決済を行う日本銀行の当座預金決済（日銀ネット）がありますが、全銀協および「一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）」が運営主体となっているものとして、振込・送金等を担う内国為替制度（全銀システム）、外国為替取引の円決済を担う外国為替円決済制度、および手形・小切手等の決済を担う手形交換制度の3つがあります。これらは、いずれも銀行が提供する資金決済サービスを効率的に行えるようにするための基盤であり、経済活動のインフラとして公共性の高いものといえます。

また、その他の経済活動のインフラとしては、各銀行が発行するキャッシュカードを用いた預金の引出し等に係るCD・ATMのオンライン提携（全国キャッシュサービス）やマルチペイメントネットワーク（MPN）、外国送金等の国際的なネットワークである「SWIFT」などがあります。

これらに加えて、全銀協が設立した法人が、短期金融市場におけるインターバンク取引の指標金利である「全銀協TIBOR」の算出・公表や、電子記録債権「でんさい」の記録・流通に関する事業を運営しており、それぞれの貸出取引や、企業間決済のインフラとしての役割を果たしています。

企業間あるいは企業と個人・政府等との間の資金決済には、振込がよく利用されます。この振込などの国内の為替取引を銀行間で担うのが「全国銀行データ通信システム（全銀システム）」であり、全銀ネットが運営しています。

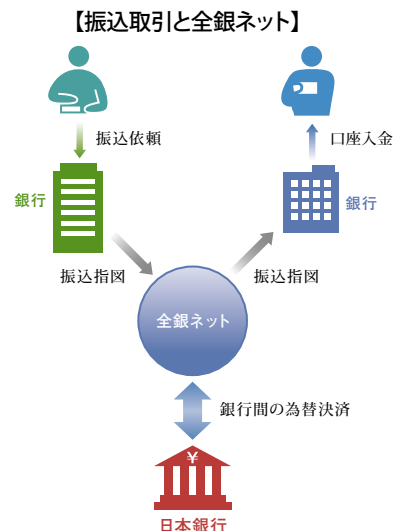
全銀システムは、1973年4月に発足したオンラインのデータ通信システムで、日本のほとんどの預金取扱金融機関が参加しており、2022年12月現在で1営業日平均約800万件、約14.2兆円の取引（年間約19.5億件、約3,474兆円）が行われるなど、わが国の決済システムの中核として大きな役割を果たしています。

このように多額の資金決済を行う全銀システムは、センターを東京・大阪の2か所に設置するとともに回線を多重化すること等で、運営の安全性を確保しています。

為替取引によって生じる銀行間の資金決済は、1件1億円以上の取引は取引毎に、1億円未満の取引は受取額と支払額の差額をまとめて毎日決済しています。決済資金の不払いが発生しても為替取引に影響が出ないように、支払額から受取額を差し引いた「仕向超過額」の限度額をシステム上で管理するとともに、銀行からこれに見合った担保を受け入れることで、万が一の際にも対応できる体制を整備しています。

なお、2018年10月9日からは、モアタイムシステムの稼働により、全銀システムの24時間365日稼働が実現しています。また、2019年11月に稼働した第7次全銀システムにおいては、第6次全銀システムの機能・構成を継承しつつ、安全性・信頼性向上の観点から、収容能力・処理能力の増強、サイバーセキュリティ対策の強化や電力消費量の削減などを図っています。

全銀システムは、その規模や安全性において比類ないシステムとして、世界各国の関係者の間で「ZENGIN」の名称で広く知られています。



外国為替円決済制度

海外の企業や個人が日本国内へ円資金の送金を依頼した場合や、銀行間で外国為替の売買を行った場合において、銀行間の円資金の決済を集中的に行うための制度が「外国為替円決済制度」です。

同制度は、1980年10月に東京銀行協会（現在は全銀協）を運営主体に、支払指図を東京手形交換所で交換していましたが、1989年3月からは、支払指図の交換や決済を日本銀行に委託し、日銀ネットを利用したオンライン処理に移行しました。

その後、1998年には、国際基準に合致した決済リスク対策を導入して、支払指図1件毎に決済するRTGS (Real-Time Gross Settlement) モードを新設し、2002年5月には、CLS銀行※が本制度に参加して、CLS決済（多通貨同時決済）を開始しています。また、2008年10月には、それまでの時点ネット決済方式を、日本銀行の当座預金決済を利用した次世代RTGS（流動性節約機能付）に全面的に移行し、時点ネット決済方式やこれに伴う担保・流動性供給スキームを廃止しました。

※ 外貨売買に伴う時差リスク解消のための特別目的銀行（本店ニューヨーク）。

【外為円決済取引の流れと外国為替円決済制度（事例）】



手形交換制度

銀行には、企業を中心としたお客さまから毎日大量の手形・小切手が持ち込まれます。

お互いの銀行が支払うべき手形類を相互に交換し、受取額と支払額の差額を日本銀行で一括して決済することで効率的な決済を実現する制度が「手形交換制度」です。

これまで、各金融機関は、手形類を全国各地の手形交換所に持ち寄って交換をしていましたが、全銀協は、業務効率化および災害等による影響の軽減を図る観点から、手形交換業務を電子化した「電子交換所」による決済を2022年11月に開始しました。電子交換所では、手形類のイメージデータを金融機関間で送受信することで、手形類の相互交換および決済を完結させることにより、手形類の搬送が不要となりました。これに伴い、各地の手形交換所は廃止しています。

また、電子交換所は、手形等の健全な利用を確保するため、6か月間に2回、手形・小切手の不払い（不渡り）を起こした者について、その後2年間、参加銀行との当座預金取引や貸出取引を禁止する「取引停止処分制度」を運営しています。

【手形・小切手による決済】



全国キャッシュサービス (MICS)

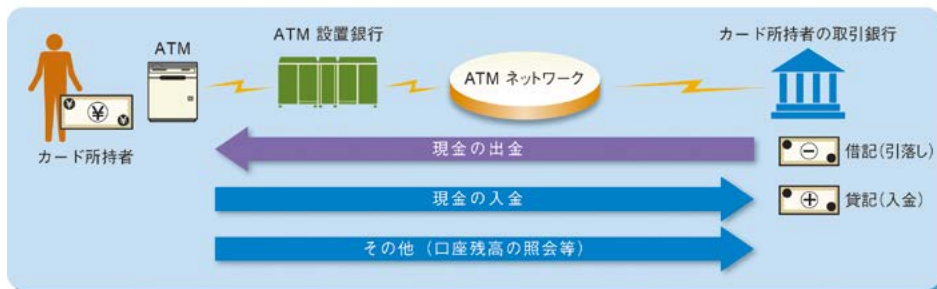
※ 都市銀行 (BANCS)、地方銀行 (ACS)、信託銀行 (SOCS)、新生銀行・あおぞら銀行・商工中金 (LONGS)、第二地方銀行協会加盟行 (SCS)、信用金庫 (しんきんネットキャッシュサービス)、信用組合 (SANCS)、労働金庫 (ROCS) および系統農協・信漁連 (全国農協貯金ネットサービス)。

全国キャッシュサービス (Multi Integrated Cash Service) は、民間金融機関 (9業態) ※相互間のCD・ATMオンライン提携業務の円滑な運営を図ることを目的としています。

これにより、銀行等のキャッシュカードを持つお客さまは、提携している全国のMICS加盟金融機関のCD・ATMを利用して、現金の引出し、残高照会、振込時の受取人の口座確認ができます。

全銀協は、このMICSの運営事務を受託しています。また、業態内のオンライン提携ネットワーク網であるBANCS、SOCSおよびLONGSの運営事務も受託しています。

【ATMによる現金取引】



マルチペイメントネットワーク (MPN)

マルチペイメントネットワーク (MPN) が提供する「ペイジー (Pay-easy)」は、国税・地方税、公共料金、保険料やインターネットショッピングなどの各種料金を、インターネットバンキング (パソコン、携帯電話)、ATMなどから「いつでも、どこでも、あんしん、かんたん」に支払えるようにする電子決済サービスです。

ペイジーは、金融機関が共同で構築・運営しているMPNを活用したサービスで、国内のほぼすべての金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農漁協) が参加しています。2001年10月にサービスを開始し、2010年6月から全銀協はMPNを運営する日本マルチペイメントネットワーク運営機構の事務局を担っています。

(詳しくは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構のウェブサイト (<https://www.jammo.org/>) をご参照ください。)

【ペイジーの概要】



全銀協TIBOR

※1
TIBOR（タイボア）は、Tokyo InterBank Offered Rateの略称です。

※2
一般に1年以内の資金取引を行う市場を短期金融市場と呼びます。この短期金融市場は、銀行などの金融機関を主な参加者とするインターバンク市場と一般の事業法人が参加できるオープン市場に区分されます。

※3
例えば、インターバンク市場の規模の状況等を踏まえ、将来的な日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合（日本円TIBORへの一本化）を検討するなど、所要の対応を進めています。

全銀協TIBOR運営機関において算出・公表している全銀協TIBOR（日本円TIBORとユーロ円TIBORの2種類）※1は、短期金融市場におけるインターバンク市場※2の取引の実勢を反映した金利指標です。金融機関の事業会社への貸出やデリバティブ取引などにおいて幅広く利用されており、主要な円金利指標の一つとして位置づけられています。

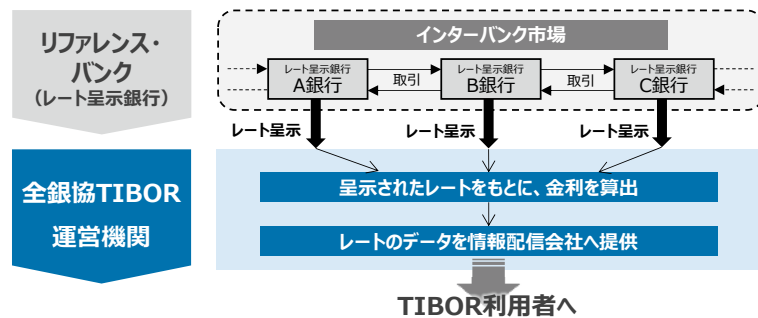
全銀協TIBORの利用状況（2021年12月末時点）

	日本円TIBOR	ユーロ円TIBOR
貸出等（残高）	120.3兆円	3.8兆円
デリバティブ取引（想定元本）	180.4兆円	347.7兆円

全銀協TIBOR運営機関では、グローバルな金利指標改革の動向を踏まえ、これまで指標算出プロセスの明確化等を図ってきたほか、同指標が市場参加者において適切に利用されるよう、さらなる透明性・頑健性・信頼性向上に向けた取組みを継続しています※3。

全銀協TIBORは、インターバンク市場で取引する銀行などの特定の金融機関（リファレンス・バンク）から集めたデータにもとづき、全銀協TIBOR運営機関が毎営業日算出し、公表しています。

【全銀協TIBORの算出～公表の流れ（イメージ）】



SWIFT

スイフト（Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication SC）は、銀行間の国際金融取引に係る事務処理の機械化、合理化および自動処理化を推進するため、参加銀行間の国際金融取引に関するメッセージをコンピュータと通信回線を利用して伝送するネットワークシステムです。

全銀協は、日本のスイフト参加金融機関の集まりである日本スイフトユーザーグループの事務局として、スイフトの諸サービスの促進および改善に関する参加金融機関の意見を集約し、スイフトに対し意見を述べているほか、参加金融機関向けのスイフト関連イニシアティブ等に関するセミナーの開催を支援し、スイフトと日本の参加金融機関との橋渡し役として活動しています。

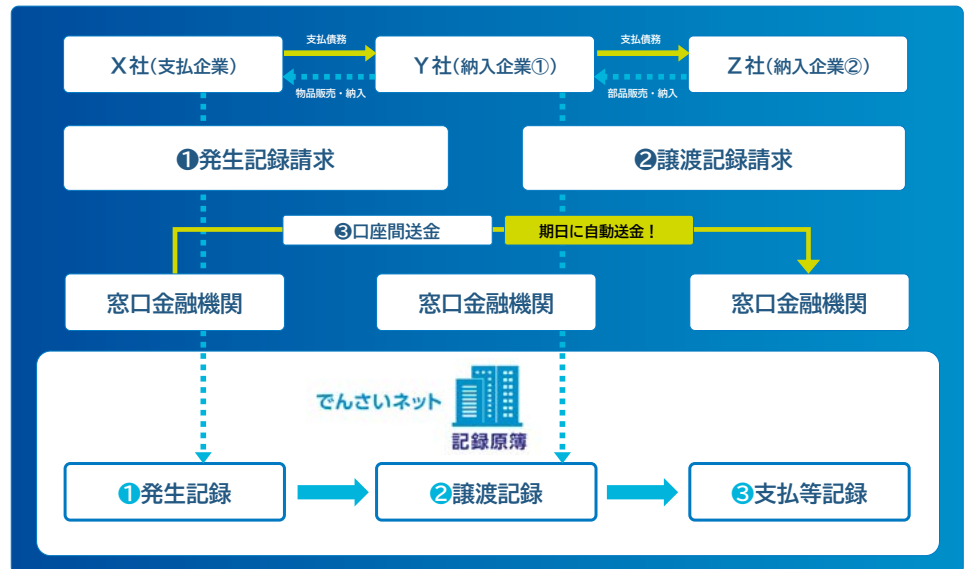
全銀協は、電子記録債権「でんさい」を全国的規模で記録・流通させる社会インフラとして、「株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）」を100%子会社として設立し、2013年2月からサービスを開始しています。

「でんさい」は、手形の事務手続や印紙税、保管・搬送等に悩まされてきた事業者や、支払手段を一本化して事務を効率化させたい、あるいは売掛債権を有効に活用したい事業者に、これらを解決する新たな決済手段として利用されています。

開業以降、様々な事業者にご利用いただいております。2021年度には、利用者登録数が約46.7万社、手形の振出にあたる発生記録請求件数が約486万件となり、単月の発生記録請求金額も2.7兆円を超えるなど、普及が進んでいます。

また、金融界は政府・産業界との連携を図りながら、2026年度末までの約束手形等の全面的な電子化の実現に向けて、電子的決済サービス（電子記録債権またはインターネット・バンキングによる振込）への移行を強力に推進していくこととしており、「でんさい」についても約束手形等と同等以上の商品性の確保、および普及促進に向けた取組みを積極的に推進しています。

【でんさいネットの取引イメージ】



銀行業務の円滑化

銀行も一般の企業と同じように業務を行い、それに併せて事務手続を行っていますが、銀行は公共性が高く、お客さまの大切な資金を取り扱う機関であることから、その業務・事務は極めて厳正に行われる必要があります。一方で、銀行の業務・事務は、業務規制の緩和、消費者保護制度の拡充、ITの進展、税制の改正等により大きな影響を受けるため、常に柔軟な対応が求められることとなります。

全銀協は、銀行の業務・事務が厳正かつ迅速に行われるとともに、さまざまな環境変化のもとでも充分な対応が図れるよう、下表のような分野において、各種のガイドライン・Q & A・留意事項・共通フォーマットの制定といった活動を行っています。また、そうした制定事項について整理・情報提供し、会員銀行における日常の実務処理の円滑化に役立てています。

業務分野	事務分野
<ul style="list-style-type: none"> ● 業務運営体制のあり方 ● インターネット・バンキング関係 ● 災害時の業務対応 ● コンプライアンスの推進 ● 金融犯罪・防犯対策関係 ● マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策 ● キャッシュカードの安全対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種規定・約定書等 ● 事務取扱手続 ● 手形交換関係 ● 預金口座振替、振込代理事務関係 ● データ・フォーマット等の標準化 ● 税務 ● 決済業務

決済高度化等を通じた取組み

ZEDIの利用拡大

企業間における商取引に関する情報（請求書番号や支払通知発行日等）を総合振込のデータに添付できるようにしたプラットフォームである「全銀EDIシステム（ZEDI（ゼディ）」は、2018年12月に稼働し、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）が運営しています。ZEDIにより、受取企業側における売掛金の回収確認（消込み処理）の効率化や支払企業側における問い合わせ対応の負担軽減が実現され、経理業務の効率化につながります。

オープンAPI推進

API(Application Programming Interface)とは、一般に「あるアプリケーションの機能や管理するデータ等を他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様等」を指します。このうち、他の企業等からアクセス可能なAPIが「オープンAPI」と呼ばれています。

全銀協が事務局を務める「オープンAPIのあり方に関する検討会」においては、銀行と電子決済等代行業者の円滑なAPI接続を支援するため、「銀行法に基づくAPI利用契約の条用例」や「銀行分野のオープンAPIに係る電文標準仕様について」の取りまとめを行っています。

税・公金収納の効率化

従来、個人や企業が税金等を納める場合には、紙の納付書を金融機関の窓口を持参して現金で支払う手段が多く用いられていました。全銀協は、こうした手続きを効率化することで、納付者・行政機関・金融機関の負担をなくす取組みを行っています。

2023年4月から、自動車税や固定資産税等のQRコード納付（スマートフォン等で納付書のQRコードを読み取ることで、いつでもどこでもキャッシュレスで納付できる仕組み）が実現します。全銀協は、今後もさらなる本件効率化に向けて活動していきます。

業務継続計画(BCP)と 災害対応

地震をはじめ、自然災害に見舞われることが多いわが国においては、業務継続計画(BCP)の策定とそのレベルアップのための継続的な取組みが欠かせません。銀行は、「金融」という重要な社会機能の維持に関わる事業者としての使命を果たすことができるよう、従来からこうした取組みを積極的に行っています。

全銀協は、こうした銀行の取組みを支援し、銀行界全体の対応能力を向上させるために、ガイドラインの策定や業界横断の訓練の実施などの取組みを行っています。また、全銀協が事務局となっている短期金融市場BCP事業においても、定期的に訓練を実施し、被災時に情報確認ツール等を用いて適切な市場運営ができるよう努めています。

このほか、全銀協は、大規模災害の発生時に、被災された方々の状況に応じて、きめ細かく弾力的、迅速な対応を行う観点から、災害のため呈示期間が経過した手形の交換持出、決済および取引停止処分に係る特別措置について、電子交換所の参加銀行へ通知し、また被災地域のお客さまが個人信用情報の取扱いにおいて不利益を被ることがないように、全国銀行個人信用情報センターの会員へ十分な留意を要請するなどの対応を行っています。

税制改正要望

国民が安心して豊かな生活を送るためには、年金等の社会保障、水道や道路等のインフラ整備といった幅広い公的サービスが必要不可欠です。税金は、国・地方公共団体が公的サービスを提供するための主要な財源となるもので、税制とは、課税のための枠組みのことです。

国は、この税制をわが国の経済・社会を取り巻く環境変化に合ったものとするため、毎年度、必要な改正を行っており、近年は、国民の中長期的な資産形成やインフラ資産への民間資金の導入促進等を税制面から支援することや、経済のグローバル化やデジタル化に伴う適切な税制を整備することを通じて、わが国の経済成長を促すことが重要な課題となっています。

全銀協は、この税制改正に合わせて要望を取りまとめ、その実現に向け、政府や関係政党に働きかけを行っています。

公的金融問題に 関する提言

わが国においては、戦後の復興期に、郵便貯金・政策金融機関といった公的金融システムが一定の役割を果たしてきました。しかしながら、経済が成長し、民間金融機関や金融資本市場が発展したにもかかわらず、これが温存されたことから、公的金融部門の肥大化や「見えない国民負担」の拡大、金融資本市場への悪影響といった弊害が生じ、その改革が求められるようになりました。

全銀協は、郵便貯金事業については、郵便貯金の巨大な規模から生じる「金融システムの不安定性」や「金融市場の歪み」といった弊害を是正し、公正な競争を促すことによる公的部門から民間部門への資金還流を通じて、経済の健全な発展および国民の利便向上を図ること等が重要であるという観点から、銀行界の意見を表明しています。また、政策金融機関については、そのあり方や制度枠組みの不断の検討・見直しを行いながら、民間にできることは民間に委ね、政策金融の役割を必要最小限の規模と手法に限定することで、民業補完の徹底を図り、適正な競争関係を確保すること、またそれを前提とした民間金融機関との連携・協調が重要であるという観点から、意見を発信しています。

海外の金融規制や会計基準に対する意見発信

2008年の金融危機以降、銀行の健全性を強化し、金融システムの安定を図ること等を目的として、バーゼル3(新たな自己資本比率規制の枠組み)をはじめとした国際的レベルおよび各国・地域レベルでの金融規制改革が実施されています。

全銀協は、これらの金融規制改革の議論の状況をフォローするとともに、金融安定理事会(FSB)、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、証券監督者国際機構(IOSCO)などによる各種中協議文書、国際会計基準審議会(IASB)の公開草案、各国・地域(米国、欧州、カナダ、シンガポール等)の金融規制案に対して意見発信を行っています。

また、意見発信に当たっては、各国(日本のほか、米国、欧州、カナダ、オーストラリア、南アフリカ等)の銀行協会が会員となっている国際銀行協会連合会(IBFed)などの国際的な民間団体とも、必要に応じて連携しています。

銀行界関連の法改正への対応

わが国においては、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、国民経済の健全な発展に資することを目的として銀行の業務範囲等を定めた銀行法や、金融商品取引法、民法や消費者契約法、個人情報保護法など銀行界に関連する法令が多数存在します。

また、近年、犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)の改正に伴う銀行の本人確認等に関する手続の変更や、マイナンバー制度の開始による銀行取引に際してのお客さまのマイナンバーの収集の開始のほか、相続時における預貯金の仮払い制度の創設や個人情報の越境移転規制の強化等による事務手続の変更など、法令の改正等により、銀行界でさまざまな変化が起きています。

全銀協は、こうした銀行界に関連する法令の改正に関し、銀行業務を円滑に遂行し、お客さまに金融サービスを円滑に提供できるよう、政府への提言・意見発信を行うとともに、マスメディア等を通じ、お客さまへの周知活動を行っています。

中小企業等に対する積極的な金融仲介機能の発揮に向けた行動指針

中小企業・個人のお客さまに対して、一層の創意工夫、質の高い金融商品・サービスの提供を通じて、積極的な金融仲介機能を発揮することは、銀行の本来的な業務であり、社会的な責務でもあります。

全銀協は、こうした業務を通じ、国民経済の健全な発展に貢献すべく、銀行界の総意として共有すべき理念を「中小企業等に対する積極的な金融仲介機能の発揮に向けた行動指針」として制定しています。

(詳しくは、<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/smooth/sme/>をご参照ください。)

全銀協の組織

全銀協は、国内で活動する銀行、銀行持株会社および各地の銀行協会を会員とする組織です。

全銀協 概要

事業

全銀協は、次のような事業を行っています。

- ① 金融経済および銀行経営についての調査研究
- ② 銀行業務および銀行事務の改善に関する調査企画
- ③ 各種決済制度に関する運営企画
- ④ 手形交換制度の整備改善
- ⑤ 相談業務に関する企画
- ⑥ 個人信用情報に係る業務の運営企画
- ⑦ 銀行の社会的機能等に関する広報等

組織[※]

[※]
委員会組織については23頁参照。
事務局組織については24頁参照。

全銀協の重要事項は総会、理事会で決定します。

役員は理事、監事で構成され、原則として正会員または銀行持株会社会員の代表者（頭取または社長）が就任しています。また、理事のなかから、会長、副会長が選任されています。

理事会の下には企画、公共、業務、市場国際、事務の5つの委員会が設置されており、各委員会の下には、必要に応じて検討部会が設置されています。

運営方法

全銀協は、組織運営の透明性を高める観点から、会長・副会長がそれぞれ各委員会を担当して協会運営に参画する「集団運営体制」を導入しています。

コンプライアンス体制

全銀協は、各委員会・検討部会における審議内容等を中心にコンプライアンスの観点からチェックするため、事務局に「コンプライアンス部」を設けるとともに、独占禁止法を専門とする弁護士を「特別顧問」として選任しています。こうした活動を通じて、会員のコンプライアンス・システムの強化と公正で透明な協会活動の確保に努めています。

また、全銀協は、銀行界の行動規範として「行動憲章」を策定しています。この憲章では、社会からの揺るぎない信頼の確立・維持を図っていくため、法令やルールの厳格な遵守等を掲げています。

全銀協 会員一覧(247会員)

(2022年12月1日現在)

正会員 (114会員)

みずほ銀行	武蔵野銀行	関西みらい銀行	鹿児島銀行	栃木銀行	高知銀行
三菱UFJ銀行	千葉銀行	池田泉州銀行	琉球銀行	京葉銀行	福岡中央銀行
三井住友銀行	千葉興業銀行	南都銀行	沖縄銀行	東日本銀行	佐賀共栄銀行
りそな銀行	きらぼし銀行	紀陽銀行	西日本シティ銀行	東京スター銀行	長崎銀行
埼玉りそな銀行	横浜銀行	但馬銀行	北九州銀行	神奈川銀行	熊本銀行
セブン銀行	第四北越銀行	鳥取銀行	三菱UFJ信託銀行	大光銀行	豊和銀行
北海道銀行	山梨中央銀行	山陰合同銀行	みずほ信託銀行	長野銀行	宮崎太陽銀行
青森銀行	八十二銀行	中国銀行	三井住友信託銀行	富山第一銀行	南日本銀行
みちのく銀行	北陸銀行	広島銀行	野村信託銀行	福邦銀行	沖縄海邦銀行
秋田銀行	富山銀行	山口銀行	新生銀行	静岡中央銀行	農林中央金庫
北都銀行	北國銀行	阿波銀行	あおぞら銀行	愛知銀行	
荘内銀行	福井銀行	百十四銀行	シティバンク、エヌ・エイ	名古屋銀行	
山形銀行	静岡銀行	伊予銀行	ジェー・ピー・モルガン・チェース・	中京銀行	
岩手銀行	スルガ銀行	四国銀行	バンク・ナショナル・アソシエーション	みなと銀行	
東北銀行	清水銀行	福岡銀行	北洋銀行	島根銀行	
七十七銀行	大垣共立銀行	筑邦銀行	きらやか銀行	トマト銀行	
東邦銀行	十六銀行	佐賀銀行	北日本銀行	もみじ銀行	
群馬銀行	三十三銀行	十八親和銀行	仙台銀行	西京銀行	
足利銀行	百五銀行	肥後銀行	福島銀行	徳島大正銀行	
常陽銀行	滋賀銀行	大分銀行	大東銀行	香川銀行	
筑波銀行	京都銀行	宮崎銀行	東和銀行	愛媛銀行	(金融機関共同コード順)

銀行持株会社会員(3会員) 三菱UFJフィナンシャル・グループ 三井住友トラスト・ホールディングス みずほフィナンシャルグループ

準会員(76会員)

PayPay銀行	バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ	クレディ・スイス銀行	メトロポリタン銀行
ソニー銀行	香港上海銀行	コムルツ銀行	フィリピン・ナショナル・バンク
楽天銀行	スタンダード チャータード銀行	インドステイト銀行	中国工商銀行
住信SBIネット銀行	パークレイズ銀行	カナダロイヤル銀行	中国信託商業銀行
auじぶん銀行	クレディ・アグリコル銀行	SBJ銀行	インターザ・サンパオロ
イオン銀行	ハナ銀行	ウリイ銀行	国民銀行
大和ネクスト銀行	印度銀行	アイエヌジーバンク エヌ・ヴィ	中国建設銀行
ローソン銀行	兆豊国際商業銀行	ナショナル・オーストラリア・バンク・	ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行
みんなの銀行	バンコック銀行	リミテッド(銀行)	中国農業銀行
UI銀行	バンクネガラインドネシア	オーストラリア・ニュージーランド銀行	台新国際商業銀行
ニューヨークメロン信託銀行	ドイツ銀行	オーストラリア・コモンウェルス銀行	玉山銀行
日本マスタートラスト信託銀行	ブラジル銀行	中国銀行	台湾中小企業銀行
ステート・ストリート信託銀行	ユナイテッド・オーバーシーズ銀行	ステート・ストリート銀行	ユーロクリア・バンク SA/NV
SMBC信託銀行	ユービーエス・エイ・ジー	中小企業銀行	ゴールドマン・サックス・バンクUSA
オリックス銀行	ピー・エヌ・ピー・パリバ銀行	韓国産業銀行	クリアストリーム・バンキング・エス・エー
GMOあおぞらネット銀行	オーバーシー・チャイニーズ銀行	彰化商業銀行	ソニーフィナンシャルグループ
農中信用銀行	ソシエテ・ジェネラル銀行	ウェルズ・ファーゴ銀行	auフィナンシャルホールディングス
新生信託銀行	ユパワアラブ・フランス連合銀行	第一商業銀行	
日証金信託銀行	DBS銀行	台湾銀行	
日本カストディ銀行	パキスタン・ナショナル銀行	交通銀行	(金融機関共同コード順)

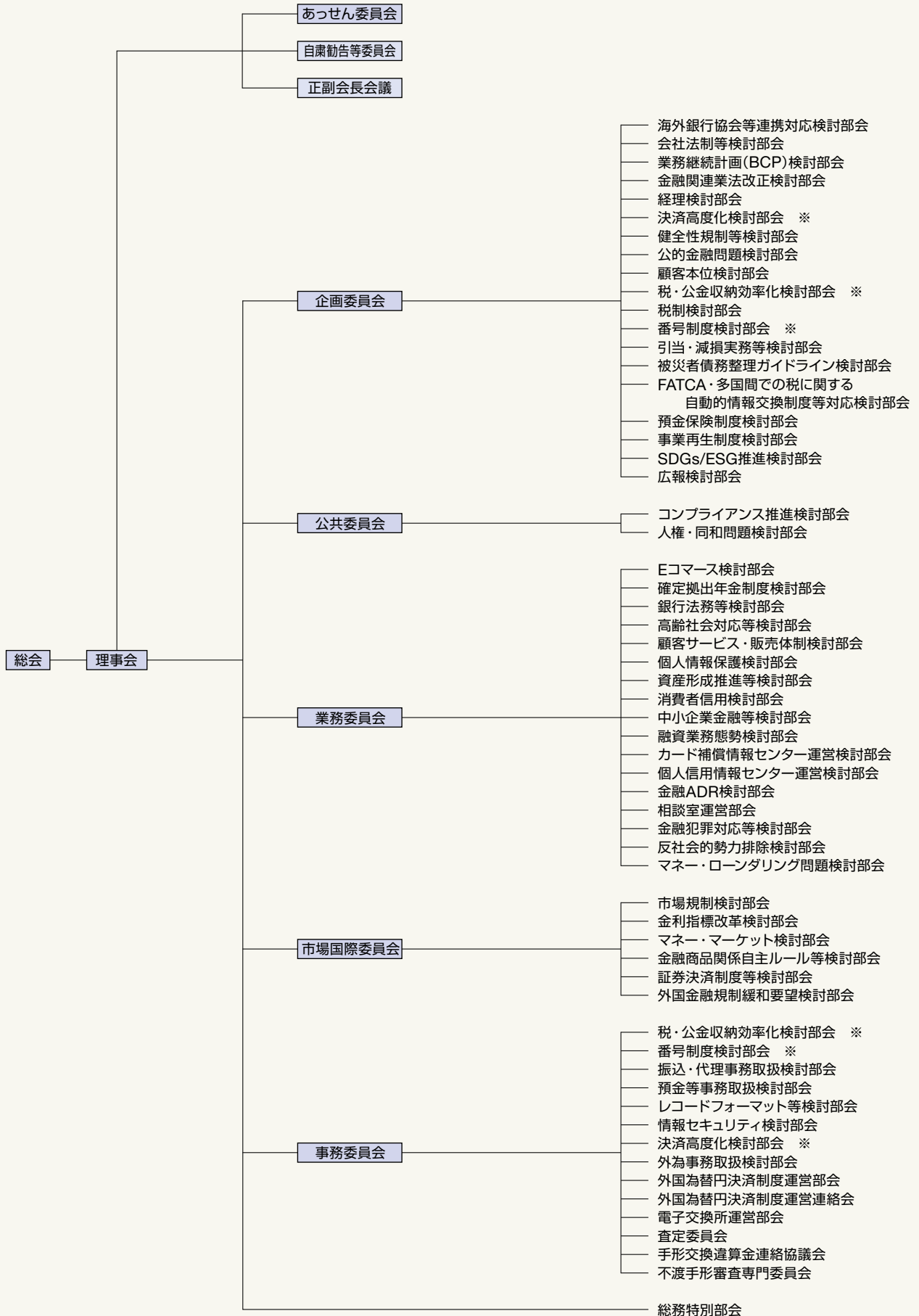
特別会員(53会員)

(一社)札幌銀行協会※	(一社)埼玉県銀行協会※	(一社)名古屋銀行協会※	(一社)広島県銀行協会※	(一社)熊本県銀行協会※
室蘭銀行協会	(一社)千葉県銀行協会※	(一社)津銀行協会※	(一社)山口県銀行協会※	(一社)大分県銀行協会※
北見銀行協会	(一社)横浜銀行協会※	(一社)四日市銀行協会	(一社)徳島県銀行協会※	(一社)宮崎県銀行協会※
(一社)青森県銀行協会※	(一社)新潟県銀行協会※	(一社)滋賀県銀行協会※	(一社)香川県銀行協会※	(一社)鹿児島県銀行協会※
(一社)岩手県銀行協会※	(一社)山梨県銀行協会※	(一社)京都銀行協会※	(一社)愛媛県銀行協会※	(一社)鹿児島県銀行協会※
(一社)宮城県銀行協会※	(一社)長野県銀行協会※	(一社)大阪銀行協会※	(一社)高知県銀行協会※	(一社)沖縄県銀行協会※
(一社)秋田県銀行協会※	(一社)静岡県銀行協会※	(一社)神戸銀行協会※	(一社)北九州銀行協会※	
(一社)山形県銀行協会※	(一社)富山県銀行協会※	(一社)奈良県銀行協会※	(一社)福岡銀行協会※	
(一社)福島県銀行協会※	(一社)石川県銀行協会※	(一社)和歌山銀行協会※	(一社)久留米銀行協会※	
(一社)茨城県銀行協会※	(一社)福井県銀行協会※	(一社)鳥取県銀行協会※	(一社)佐賀県銀行協会※	
(一社)栃木県銀行協会※	(一社)岐阜県銀行協会※	(一社)島根県銀行協会※	(一社)長崎県銀行協会※	
(一社)群馬県銀行協会※	(一社)大垣銀行協会※	(一社)岡山県銀行協会※	(一社)佐世保銀行協会※	

※「銀行とりひき相談所」を設置している銀行協会

特別会員(1会員)

ゆうちょ銀行



※ 企画委員会および事務委員会の共管



全銀協の歴史

- 明治
 - 10年 7月 2日 —— 銀行団体「折善会」創立
 - 12年12月 1日 —— 大阪交換所設立
 - 13年 9月 3日 —— 東京銀行集会所設立
 - 20年12月 1日 —— 東京手形交換所設立
 - 27年 7月24日 —— 東京手形交換所不渡処分制度創設
 - 30年 1月20日 —— 経済文庫(現 全銀協資料室)設置
 - 32年11月 1日 —— 銀行倶楽部創立
- 大正
 - 5年 9月25日 —— 東京銀行集会所新館落成
- 昭和
 - 20年 9月25日 —— 社団法人東京銀行協会(東銀協)設立(以降各地に銀行協会設立)
 - 9月28日 —— 全国銀行協会連合会設立
 - 22年 4月15日 —— 機関誌「金融」創刊
 - 30年 4月 1日 —— 東銀協に金融相談所を設置(大阪、名古屋は31年に設置)
 - 32年 9月 2日 —— 銀行倶楽部再開(昭和17年以来閉鎖)
 - 33年 6月25日 —— 新為替交換制度実施(各地銀行協会に為替交換室開設)
 - 40年12月 2日 —— 銀行会館落成(東京手形交換所を日本橋から移転)
 - 45年10月14日 —— 東銀協によらず相談所(現 全国銀行協会相談室)を設置(以降各地銀行協会にも設置)
 - 46年 7月 7日 —— 東京手形交換所、立会交換方式を廃止してMICR方式による集中交換方式を実施
 - 48年 1月22日 —— 東銀協に個人信用情報センターを設置
 - 4月 9日 —— 全国銀行データ通信システム(全銀システム)稼働(全国銀行内国為替制度発足)
 - 54年 2月13日 —— 全国銀行内国為替制度に相互銀行、信用金庫、農林中金等が加盟(第2次全銀システム稼働)
 - 55年10月24日 —— 外国為替円決済制度発足
 - 56年 2月16日 —— 東京・大阪・名古屋個人信用情報センターの共同利用システム稼働
 - 59年 8月13日 —— 全国銀行内国為替制度に信用組合、労働金庫、農業協同組合が加盟
 - 61年 3月18日 —— 全国銀行公正取引協議会設立
 - 62年11月16日 —— 全銀システム東京・大阪の2センター方式稼働
 - 63年10月17日 —— 全国銀行個人信用情報センターを設置(各地銀行協会の個人信用情報センターを統合)
- 平成
 - 元年 2月 1日 —— 52の相互銀行が普通銀行に転換し各地銀行協会に加入(その後、平成3年4月までに16の相互銀行・信用金庫が普銀転換、各地銀行協会に加入)
 - 4年 3月 3日 —— (財)全国銀行学術研究振興財団設立
 - 5年10月 7日 —— 東京銀行協会ビルディング竣工
 - 11年 4月20日 —— 全国銀行協会へ改組
 - 14年 2月 1日 —— 全銀協認証局開局
 - 17年 4月 1日 —— 全国銀行個人情報保護協議会業務開始
 - 18年 2月10日 —— カード補償情報センター業務開始
 - 20年10月 1日 —— あっせん委員会運営開始
 - 22年 4月 1日 —— 一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク(全銀ネット)設立(22年10月1日事業開始)
 - 22年 6月 8日 —— 株式会社全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)設立(25年2月18日開業)
 - 22年10月 1日 —— 銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関業務開始
全国銀行協会相談室を設置(東銀協銀行とりひき相談所を発展的に解消)
 - 23年 4月 1日 —— 一般社団法人全国銀行協会へ改組(全銀協と東銀協の業務を集約)
 - 26年 4月 1日 —— 一般社団法人全銀協TIBOR運営機関(JBATA)を設立(同日事業開始)
 - 28年11月28日 —— 主たる事務所を銀行会館(東京都千代田区丸の内一丁目3番1号)から朝日生命大手町ビル(東京都千代田区大手町二丁目6番1号。一部の部署は丸の内二丁目5番1号))に仮移転
- 令和
 - 3年 2月15日 —— 主たる事務所を朝日生命大手町ビル(東京都千代田区大手町二丁目6番1号)から、銀行会館(東京都千代田区丸の内一丁目3番1号)に移転
 - 4年11月 4日 —— 電子交換所交換決済開始

編集・発行



一般社団法人

全国銀行協会

パブリック・リレーション部広報室

〒100-8216 東京都千代田区丸の内一丁目3番1号

TEL. 03-3216-3761(代)

<https://www.zenginkyo.or.jp/>

2023年1月発行



■都営三田線大手町駅 D7 出口、東京メトロ東西線大手町駅 B1b 出口直結
■JR 東京駅丸の内北口徒歩約5分

環境に配慮し、古紙配合率70%の再生紙およびベジタブルインキを使用しています。

